

保険課からのお知らせ

後期高齢者医療制度に加入のみなさんへ

(75歳以上または65歳から74歳までで一定の障がいがある方)

保険料のお知らせをお届けします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成24年度の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を郵便で送付します。

▼保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載され

ていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

▼保険料の計算は

平成24年度の保険料は、平成23年中の所得にもとづいて計算します。

7月下旬に郵送します



↑被保険者証の用紙日から薄緑(ハズカ)色

新しい被保険者証をお届けします

7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。新しい被保険者証が届きましたら、記載事項(住所・氏名・生年月日等)をご確認のうえ、大切に保管してください。

▶ご注意ください

8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新時期です

医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」)を提示すると、同一医療機関での窓口負担がひと月の限度額までとされたり、入院時の食事が減額されたりします。

▼対象となる方は

後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成24年度の住民税が世帯全員非課税の方

▼手続き不要です

7月31日まで有効の「限度額認定証」をお持ちの方で、8月以降も該当する方には、新しい被保険者証と同封して郵送します。

▼対象となる方で限度額認定証をお持ちでない方は

被保険者証と印鑑(認印で可)をご持参のうえ、市の窓口で申請してください。

現在お手持ちの被保険者証は、8月1日以降に細かくやぶつて破棄するか、窓口へ返却してください。



国民健康保険加入者のみなさんへ

限度額適用(標準負担額減額)認定証の更新時期です

国民健康保険に加入の方で、医療機関での窓口の支払いが自己負担限度額にとどめられる「限度額適用(標準負担額減額)認定証」をお持ちの方は、7月31日で有効期限が切れます。

8月以降も認定証が必要な方は、7月中にご案内しますので更新手続きをお願いします。

また、現在「限度額適用(標準負担額減額)認定証」をお持ちでない方で、認定証が必要な方についても申請をお願いします。

限度額適用(標準負担額減額)認定証の申請方法

保険証と印鑑をお持ちのうえ、最寄りの市役所窓口で申請をお願いします。ただし、

- 70歳以上の高齢受給者で、市・県民税課税世帯の方は、この認定証は不要です。

- 国保税に未納のある方は交付できない場合があります。

お問い合わせ
市保険課 後期高齢者医療担当(近江庁舎)
☎521-6922 図521-8730

お問い合わせ
市保険課 国保担当(近江庁舎)
☎521-6922 図521-8730